

◇刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

- 1 刑法の一部改正に伴い、大阪市会情報公開条例ほか53条例の一部を改正することにしました。
- 2 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 3 この条例は、令和7年6月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、公布の日（同年2月26日）から施行することにしました。